平成２９年（フ）第１３９５号
札幌市手稲区手稲本町３条４丁目２番８号　あんずの家218号
債務者　小坂　妙子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４０１号
札幌市西区山の手４条７丁目２番１号　ステラコート山の手303号
債務者　長谷　真紀
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４０６号
札幌市豊平区西岡５条２丁目10番14―303号
債務者　佐藤　　亨
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６５号
埼玉県日高市大字中沢574番地52
債務者　大竹　俊輔
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６９号
埼玉県所沢市和ケ原２丁目220番地の５、前住所埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目30番地の18　煉瓦館ブランシェ202
債務者　鳥羽　慶匡
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８６号
埼玉県坂戸市西坂戸４丁目６番22号
債務者　原田　誠一
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４０１号
埼玉県川越市大字古谷上5327番地（コスモ川越ワンダーランドＧ棟105号室）
債務者　菅原ゆかり
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１０号
埼玉県川越市仲町14番地６（田口ビル２階Ｂ号室）
債務者　関根　真実
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２３７４号
大阪市西淀川区歌島２丁目12番26号　ルネッサンスロンシャン703号室
債務者　橋本　修二
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３７９号
大阪府茨木市総持寺２丁目２番15号
債務者　阿部　聖子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７７４号
大阪府豊中市豊南町南１丁目３番９号
債務者　道上　悦子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８９号
大阪府門真市千石西町９番50―105号
債務者　松田　裕子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１６１号
大阪府大東市寺川２丁目２番17号
債務者　福田　智恵
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２２１号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目８番13―401号
債務者　平田　謙二
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２４８号
大阪府茨木市鮎川１丁目７番32号　第２コーポ藤本　302号
債務者　小林　護祐（旧姓糸川）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２号
北海道芦別市旭町48番地　中野記念病院
債務者　江村　政幸
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
北海道中川郡幕別町札内北栄町33番地の５　レオパレスグロリアイン201
債務者　高橋　三栄（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係